# 令和 5 年度 小・中学校訪問指導実施要項

島根県教育庁浜田教育事務所

〈目ど	欠〉
1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	助言・指導等をする事項・・・・・・・・・・・・・1
3	種類・内容・留意事項等・・・・・・・・・・・・・・2
	I 研究推進型学校訪問指導(継続型)・・・・・・・・・ 2
	Ⅱ 研究授業型学校訪問指導・・・・・・・・・・・・・3
	Ⅲ 生徒指導に係る学校訪問指導・・・・・・・・・・・・ 4
	IV 特別支援教育に係る学校訪問指導・・・・・・・・・5
	V 特別な支援のための非常勤講師配置事業
	(にこにこサポート事業) に係る学校訪問・・・・・・・6
	VI 初任者研修・経験者研修に係る学校訪問指導・・・・・・・7
	(1) 悉皆:初任者研修対象の新規採用教諭配置校・・・・・・7
	(2) 悉皆:初任者研修対象外の新規採用教諭配置校・・・・・・8
	(3) 6年目研修対象の教諭配置校のうち、希望する学校・・・・8
	(4) 中堅教諭等資質向上研修対象の教諭配置校のうち、
	希望する学校・・・・・・・・・・・・・・・9
	Ⅶ 幼小連携・接続に係る学校訪問指導・・・・・・・・・ 9
	VⅢ 職務研修に係る学校訪問指導・・・・・・・・・・10
	(1)養護教諭 (養護助教諭)、栄養教諭 (学校栄養士) の研修・・ 10
	(2) 学校事務職員の研修・・・・・・・・・・・・・10
4	手続き及び決定手順・・・・・・・・・・・・・・・11
5	年度中途における訪問申請・・・・・・・・・・・・12
	資料1 訪問申請書様式・・・・・・・・・・・・・・・13
	資料2 年度初めに提出する調査書の様式〔Excel ファイル〕・・・・15
	資料3 手続きから訪問日までのフローチャート・・・・・・・17
○資	資料4 学校訪問時の日程(例) ・・・・・・・・・・・・17

#### 〈令和5年度の主な変更点〉

- 1 訪問の種類・内容に関連する、学校体制の一層の充実を図ることを目的として、全ての訪問で管理職との情報交換を行う。
- 2 Ⅲ 生徒指導に係る学校訪問指導 対象 ①悉皆 (p. 4)
  - →対象を「大田市・江津市・川本町・美郷町のすべての小学校」とする。
- 3 IV 特別支援教育に係る学校訪問指導 (p. 5)
  - →「特別支援学級及び通級指導教室を設置している学校で、2年間浜田教育事務所の『IV 特別支援教育に関する学校訪問指導』がなかった学校への訪問」を廃止する。
- 4 訪問申請書の作成、提出 (p. 13)
  - →様式1,2とも公印不要。メールによる提出も可とする。

#### 1 目的

学習指導要領、しまね教育魅力化ビジョン、しまね特別支援教育魅力化ビジョン、しまねの学力 育成推進プラン、各市町教育委員会の教育方針を踏まえた学校運営、教育課程、学習指導その他学 校教育の充実に資する。

#### 2 助言・指導等をする事項

- (1) 学校運営の改善、評価等に関すること
- (2) 教育課程の編成・実施・評価、学習指導の工夫・改善・評価、教育研究の立案・実施・評価 に関すること
- (3) 県教育委員会の指導方針等の周知に関すること
- (4) 学校における教育上の課題及び実態把握に関すること
- (5) 学校教育その他、教育問題にかかわる情報交換に関すること
- (6) その他、義務教育全般の充実・発展に関すること

# 3 種類・内容・留意事項等

学校訪問指導の種類は次の I ~Ⅷの8種類とする。

## I 研究推進型学校訪問指導(継続型)

対象	・希望する学校
内容	○継続的な学校訪問を通した、学校の主体的・自主的な学力育成、授業改善、校内
	研究等の取組に対する助言・指導。
	○研究授業、研究協議に係る助言・指導。
同米	・学校の計画に基づき複数回訪問。
回数	・訪問回数及び訪問日は、担当指導主事と調整。
研究授業	・年1回以上行う。
研究協議	・学習指導案の提出や授業公開、研究協議のもち方は学校の計画に基づく。
研	・管理職との情報交換を行う。
期間	・原則として5月中旬~2月29日(ただし指導主事が訪問不可の日を除く。)
備考	・希望校が多い場合は、研究発表等を控える学校を優先して決定する。
	・訪問申請書〔様式1、2〕(本要項 p. 13、p. 14)の作成は不要。

# Ⅱ 研究授業型学校訪問指導

対象	・希望する学校
内容	○研究授業、研究協議に係る助言・指導。
	○研究発表会、指定事業等、学校の実態や要望に応じた助言・指導。
回数	・原則として年間2回まで。
研究授業	・原則として全教職員参加とするが、学校の実態や規模を考慮する。
研究協議	・管理職との情報交換を行う。
期間	・6月1日~2月29日(ただし指導主事が訪問不可の日を除く。)
	(1) 事前の連絡。
訪問決定	・担当指導主事に、訪問日の日程・内容及び協議の視点等を連絡する。
から訪問日	(2) 提出するもの (メール可)。
までの	・次のものを、訪問日の1週間前までに、担当指導主事宛に提出する。
学校の準備	①学習指導案 (密案・校内で審議されたもの)
	②授業と自校の研究との関連が分かるもの(研究全体計画や研究構想資料等)
	・市、郡、町教育研究会等の授業公開と兼ねてもよい。
	・希望する教科等により、教育センターまたは教育庁各課等の指導主事が学校訪問
備考	指導を行う。
	・電話、メール、オンライン会議等による、学習指導案作成等事前の相談も可。
	・訪問申請書〔様式1、2〕(本要項 p. 13、p. 14)の作成は不要。

# Ⅲ 生徒指導に係る学校訪問指導

対象	①悉皆:大田市・江津市・川本町・美郷町のすべての小学校
	②①以外の希望する小中学校
内容	○各学校の組織的な生徒指導体制の充実にむけての、情報交換及び校内研修。
回数	・年間1回
	(1) 全学級の授業見学。( <b>学習指導案は原則として不要</b> )
訪問日	・5 校時または6 校時の授業を見学する。
の概要	(2) <u>管理職</u> 、生徒指導主任・主事等との情報交換。(30分程度)
	(3) 校内研修。( <u>60分程度</u> ・ <b>原則として全教職員参加</b> )
期間	・6月1日~1月31日 (ただし指導主事が訪問不可の日を除く。)
訪問決定	
から訪問日	まままで、毎日では、または、または、または、または、または、または、または、または、または、また
までの	・訪問1週間前までに、担当指導主事に日程・内容等を連絡する。
学校の準備	
	・全学級の授業公開を基本とするが、学校の意向により、特定の学年・学級や教科
備考	等の授業公開とすることもできる。
	・訪問申請書〔様式1、2〕(本要項 p. 13、p. 14)の作成は不要。

# Ⅳ 特別支援教育に係る学校訪問指導

対象	① <b>悉皆</b> :新任の特別支援学級担任がいる学校
	②悉皆:新任の通級指導教室担当者がいる学校
	※①・②は島根県教育センター主管の「小・中学校特別支援学級、通級指導
	教室新任担当教員研修」対象者
	③上記以外の希望する学校
	※特別支援学級、通級指導教室設置の有無は問わない。
<b>小</b>	○特別支援学級及び通級指導教室における指導力の向上、各学校の特別支援教育
内容	の推進及び体制整備の充実にむけての助言・指導。
回数	・年間1回
<b>₩</b> 88 n	(1)研究授業、研究協議に係る助言・指導。
訪問日	(2) 新任の特別支援学級担任・通級指導教室担当者との個別懇談。
の概要	(3) <u>管理職との情報交換。</u>
研究授業	・校長、教頭を含む教職員による協議を行う。
研究協議	全教職員の参加が望ましいが、学校の実態や規模を考慮する。
7月71日 70日 70日 70日 70日 70日 70日 70日 70日 70日 70	・授業は「自立活動」または「各教科等を合わせた指導」とする。
期間	・6月1日~2月29日(ただし指導主事が訪問不可の日を除く。)
訪問決定	(1) 事前の連絡。
から訪問日	・担当指導主事に、訪問日の日程、内容及び協議の視点等を連絡する。
までの	(2) 提出するもの (メール可)。
	・学習指導案(密案・校内で審議されたもの)を、訪問日の1週間前までに、担
学校の準備	当指導主事宛に提出する。
	・上記「対象」の①・②は、「小・中学校特別支援学級、通級指導教室新任担当教
	員研修Ⅲ」(12月) までに訪問期日を設定することが望ましい。
	・市、郡、町教育研究会等の授業公開と兼ねてもよい。
供老	・一人学級あるいは通級指導教室においては、当日の児童生徒の欠席等も考慮し、
備考	前時のVTR等の準備をしておくことが望ましい。
	・児童生徒の実態によっては、別室モニターを用いるなど参観を工夫する。
	・電話、メール、オンライン会議等による、学習指導案作成等事前の相談も可。
	・訪問申請書〔様式1、2〕(本要項 p. 13、p. 14)の作成は不要。

# V 特別な支援のための非常勤講師配置事業 (にこにこサポート事業) に係る学校訪問

この訪問は、島根県教育庁学校企画課が主管となって実施するものです。 『特別な支援のための非常勤講師配置事業実施要項』に基づきます。

対象	<b>悉皆</b> :特別な支援のための非常勤講師配置事業 (にこにこサポート事業 通常の 学級、特別支援学級) 実施校
内容	○当該児童生徒一人一人への特別な支援のあり方、校内の支援体制の整備・運営に 対する、本事業の効果・課題等についての情報交換。
回数	・年間1回
訪問日の概要	<ul> <li>(1)授業見学</li> <li>・15分程度。</li> <li>・非常勤講師が入っている授業(別室での支援の場面でもよい)。</li> <li>・学習指導案は不要。</li> <li>(2)特別な支援のための非常勤講師との懇談。(20分程度)</li> <li>※非常勤講師が複数名配置されている場合は、それぞれの時間を確保する。</li> <li>(3)管理職、特別支援教育コーディネーターとの情報交換。(20分程度)</li> </ul>
期間	・9月1日~12月22日(ただし指導主事が訪問不可の日を除く。)
訪問決定 から訪問日 までの 学校の準備	・訪問1週間前までに、担当指導主事に日程・内容等を連絡する。
備考	・訪問は原則として午前に行う。 ・訪問申請書〔様式1、2〕(本要項 p.13、p.14)の作成は不要。

※訪問は、非常勤講師配置校と兼務校を含む、本事業を実施するすべての学校を対象と する。

# VI 初任者研修・経験者研修に係る学校訪問指導

#### (1) 初任者研修対象の教諭

対象	<b>悉皆</b> : 初任者研修対象の新規採用教諭配置校
内容	○『島根県新任教職員研修実施要項』の示す「初任者研修に係る『学校訪問指導』
	実施要項」に基づく。
四日	○新規採用教諭の状況把握及び初任者研修の実施状況の確認、対象者の授業力の
	向上にむけての助言・指導。
回数	・年間 2 回
	【1回目】新規採用教諭・管理職との情報交換。(各45~50分程度)
訪問日	【2回目】研究授業、研究協議、新規採用教諭・管理職との情報交換、
の概要	初任研に係る諸帳簿点検。
	※【2回目】については『島根県新任教職員研修実施要項』参照
研究授業	【2回目】のみ
研究協議	・原則として全教職員参加とするが、学校の実態や規模を考慮する。
期間	【1回目】5月15日~6月30日(ただし指導主事が訪問不可の日を除く。)
\(\frac{1}{2}\)	【2回目】9月1日~12月22日(ただし指導主事が訪問不可の日を除く。)
	【1回目】
	・訪問1週間前までに、担当指導主事に、日程・内容等を連絡する。
	【2回目】
訪問決定	(1)事前の連絡。
から訪問日	・担当指導主事に、訪問日の日程・内容及び協議の視点等を連絡する。
までの	(2)諸帳簿の準備。
学校の準備	・初任研に係る諸帳簿を確認する。
	(3)提出するもの(メール可)。
	・学習指導案(密案・校内で審議されたもの)を、訪問日の1週間前までに、担
	当指導主事宛に提出する。
備考	・希望する教科等により、浜田教育事務所スタッフ、教育センターまたは教育庁各
	課等の指導主事が学校訪問指導を行う。
	・初任者研修対象者が複数名配置されている学校の訪問を、同一日にするか別日
	にするかは学校の希望に添う。
	・電話、メール、オンライン会議等による、学習指導案作成等事前の相談も可。
	・訪問申請書〔様式1、2〕(本要項 p. 13、p. 14)の作成は不要。

#### (2) 初任者研修対象外の新規採用教諭

対象	<b>悉皆</b> :初任者研修対象外(県外での勤務経験有)の新規採用教諭配置校
内容	○新規採用教諭の状況把握及び島根県の教育に関する情報提供。
回数	・年間1回
訪問日 の概要	・新規採用教諭・管理職との情報交換。(それぞれ45~50分程度)
期間	・5月15日~6月30日(ただし指導主事が訪問不可の日を除く。)
訪問決定 から訪問日 までの 学校の準備	・訪問1週間前までに、担当指導主事に、日程・内容等を連絡する。
備考	・訪問申請書〔様式1、2〕(本要項 p. 13、p. 14)の作成は不要。

#### (3) 6年目研修対象の教諭

対象	・6年目研修対象の教諭配置校のうち、希望する学校
	○『教職経験者研修実施要項』の示す「教職経験6年目研修(教諭)実施要項」に基
内容	づく。
	○研究授業・協議を通して、6年目研修対象者の授業力の向上にむけての助言・指導。
回数	• 年間 1 回
研究授業	・授業公開、研究協議のもち方については学校の計画に基づく。
研究協議	・管理職との情報交換を行う。
期間	・6月1日~1月31日(ただし指導主事が訪問不可の日を除く。)
訪問決定	(1) 事前の連絡。
から訪問日	・担当指導主事に、訪問日の日程・内容及び協議の視点等を連絡する。
までの	(2) 提出するもの (メール可)。
学校の準備	・学習指導案(密案・校内で審議されたもの)を、訪問日の1週間前までに、担当
	指導主事宛に提出する。
備考	・希望する教科等により、浜田教育事務所スタッフ、教育センターまたは教育庁各課
	等の指導主事が学校訪問指導を行う。
	・電話、メール、オンライン会議等による、学習指導案作成等事前の相談も可。
	・訪問申請書〔様式1、2〕(本要項 p.13、p.14)の作成は不要。

#### (4) 中堅教諭等資質向上研修対象の教諭

対象	・中堅教諭等資質向上研修対象の教諭配置校のうち、希望する学校
	○『教職経験者研修実施要項』の示す「中堅教諭等資質向上研修(教諭)概要・実
	施要項」に基づく。
内容	○研究授業・協議を通して、中堅教諭等資質向上研修対象者の授業力の向上にむけ
	ての助言・指導。
回数	<ul><li>・年間1回</li></ul>
	(1)事前の連絡。
訪問決定	・担当指導主事に、訪問日の日程・内容及び協議の視点等を連絡する。
から訪問日	(2)学習指導案等の提出。(メール可)
までの	・次のものを、訪問日の1週間前までに、担当指導主事宛に提出する。
学校の準備	①学習指導案 (密案・校内で審議されたもの)
	②授業と自校の研究との関連が分かるもの(研究全体計画や研究構想資料等)
研究授業	・原則として全教職員参加とするが、学校の実態や規模を考慮する。
研究協議	・管理職との情報交換を行う。
期間	・6月1日~1月31日 (ただし指導主事が訪問不可の日を除く。)
	・希望する教科等により、浜田教育事務所スタッフ、教育センターまたは教育庁各
/ <del>世·</del> <del>龙</del>	課等の指導主事が学校訪問指導を行う。
備考	・電話、メール、オンライン会議等による、学習指導案作成等事前の相談も可。
	・訪問申請書〔様式1、2〕(本要項 p. 13、p. 14)の作成は不要。

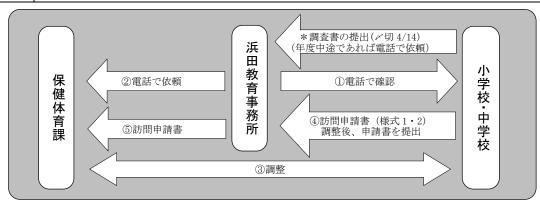
# Ⅷ 幼小連携・接続に係る学校訪問指導

対象	・希望する小学校
内容	○幼小連携・接続に係る校内研修。
	○幼小交流活動に係る助言・指導。
[F] *k	・学校の計画に基づき複数回訪問。
回数	・訪問回数及び訪問日は、担当指導主事と調整。
研究授業	・学習指導案の提出や授業公開、研究協議のもち方は学校の計画に基づく。
研究協議	・ <u>管理職との情報交換を行う。</u>
期間	・6月1日~2月28日 (ただし指導主事が訪問不可の日を除く。)
備考	・希望があれば近隣の幼児教育施設との研修を行うこともできる。
	・訪問申請書〔様式1、2〕(本要項 p. 13、p.14)の作成は不要。

#### Ⅷ 職務研修に係る学校訪問指導

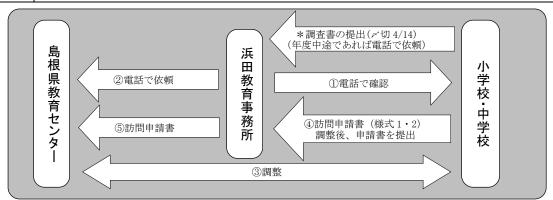
#### (1) 養護教諭 (養護助教諭)、栄養教諭 (学校栄養士) の研修

対象	・養護教諭(養護助教諭)、栄養教諭(学校栄養士)の学校訪問指導を希望する 学校
内容	○職務の充実、発展に関する助言・指導。
備考	<ul> <li>・原則として訪問は1回とする。</li> <li>・申請前に、予め浜田教育事務所と相談をする。 [下図「①電話で確認」] (浜田教育事務所は島根県教育委員会保健体育課に申請する。) [下図「②電話で依頼」]</li> <li>・ [下図「③調整」後に〕<u>訪問申請書〔様式1、2〕(本要項 p. 13、p. 14)</u>を作成し、浜田教育事務所に提出する。</li> </ul>



#### (2) 学校事務職員の研修

対象	・学校事務職員の学校訪問指導を希望する学校
内容	○学校事務の円滑な実施のための助言・指導。
備考	・原則として訪問は1回とする。 ・申請前に、予め浜田教育事務所と相談をする。 [下図「①電話で確認」] (浜田教育事務所は島根県教育センターに申請する。)



## 4 手続き及び決定手順

## 各学校の手続き

- 1 「令和5年度 学校訪問指導に係る調査書」(以下「調査書」)及び、にこにこサポート事業対象 校は「特別な支援のための非常勤講師配置事業(にこにこサポート事業)に係る学校訪問日程 調整表」(以下「日程調整表」)を浜田教育事務所ホームページの「学校訪問指導」よりダウン ロードする。
  - ◇浜田教育事務所ホームページ https://www.pref.shimane.lg.jp/hamada\_kyoiku/
  - 「調査書」のダウンロードはこちら。
    - → 令和5年度調査書(小・中学校用、非常勤講師配置事業学校訪問日程調整表)
- 2 必要事項を記入後、「調査書」・「日程調整表(対象校のみ)」を以下のとおり提出する。
  - (1) 各市町教育委員会に「調査書」・「日程調整表(対象校のみ)」を電子データ(Excel ファイル)で提出
  - (2) 浜田教育事務所担当者に「調査書」・「日程調整表(対象校のみ)」を電子データ(Excel ファイル)で提出
  - ◇浜田教育事務所 提出先メールアドレス: moriwaki-masashi@edu.pref.shimane.jp
    ※ [ 件名 ] 欄に学校名を付記して送信する。
  - ◇提出締切 4月14日(金)

## 各市町教育委員会の手続き

- ・各学校から提出される「調査書」・「日程調整表(対象校のみ)」を1部、浜田教育事務所へ提出する。
  - ◇提出締切 4月21日 (金)

## 浜田教育事務所の手続き

- ・各学校の希望をもとに訪問日・訪問予定者等を決定し、各学校及び各市町教育委員会に決定通知 を送付する。
  - ◇送付予定 5月中旬

#### 5 年度中途における訪問申請

各学校及び市、郡、町教育研究会等において、年度中途に学校訪問指導の必要が生じた場合には、以下のように連絡、手続き等を行う。

## 各学校の手続き

- 1 浜田教育事務所に事前連絡・相談をする。
- 2 学校訪問指導が可能な場合には、次の様式を訪問日の2週間前までに浜田教育事務所に提出 する。
  - (1) 様式1:訪問指導について(派遣申請)…1部提出
  - (2)様式2:訪問指導について(依頼) …1部提出

※公印は不要。ただし、申請は必ず管理職の確認を得た後に行うこと。

※メールによる申請可。

◇「様式 1」・「様式 2」は、浜田教育事務所ホームページの「学校訪問指導」よりダウンロードする。

浜田教育事務所ホームページ https://www.pref.shimane.lg.jp/hamada\_kyoiku/

- ・「様式1」「様式2」のダウンロードはこちら。
  - → 訪問申請書 〔様式1、2〕 (本要項 p. 13、p. 14)

#### <留意事項>

- ・原則として、訪問は2月29日までとする。諸行事、年間の学校訪問指導計画等の都合により、 希望に応えられない場合もある。
- ・浜田教育事務所外(教育センター、教育庁各課等)に所属するスタッフの学校訪問指導を希望する場合も、上記の手続きが必要となる。
- ・教育研究大会等の指導助言者の依頼は、教育事務所を介しての申請となるため、まず浜田教育事 務所に連絡する。

#### ○資料1 訪問申請書様式

浜田教育事務所ホームページの「学校訪問指導」よりダウンロードしてください。

こちらをクリックするとダウンロードできます。→令和5年度様式1・2 (小・中学校共通)

(様式1)

年 月 日

浜田教育事務所長 様

(他の所属長)様

※浜田教育事務所外に所属するスタッフ(派遣指導主事等)の訪問指導を希望する場合は、 浜田教育事務所長と訪問予定者の所属長の連名とし、浜田教育事務所に1部送付する。

> 学校名 校長(氏名)

# 訪問指導について(派遣申請)

このことについて、下記のとおり指導主事等の派遣を申請します。

記

- 1 指導主事等名
- 2 期 日 年 月 日()
- 3 内容
- 4 その他

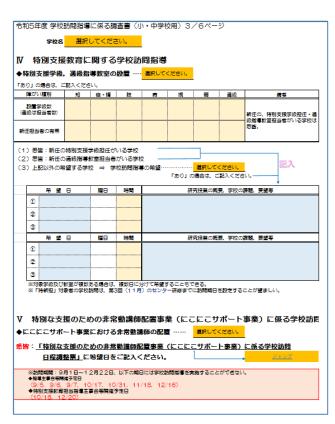
浜田教育事務所ホームページの「学校訪問指導」よりダウンロードしてください。 ・こちらをクリックするとダウンロードできます。→<u>令和5年度様式1・2(小・中学校共通)</u> (様式2) 年 月 日 (指導主事等名) 様 学校名 校長 (氏名) 訪問指導について(依頼) このことについて、下記のとおり依頼します。 記 年 月 日() 1 期 日 2 場 所 3 日 程

- 4 研究会、協議会の内容等
- 5 参加者数(他の学校または園からの参加等もわかるように記入する)
- 6 その他

#### ○資料2 年度初めに提出する調査書の様式 [Excel ファイル]

令和5年度 学校	訪問指導に係る調査書(	(小・中学校用) 1	/6ページ	
学校名	選択してください。	校長名		
電話番号		担当者氏名		
★本調査書を浜田教	放育事務所ホームページの「学校:	訪問指導」よりダウンロ・	ードし、必要事項を記え	入してください。
浜田教育事務所ホー	-ムページ https://www.pr	ref.shimane.lg.jp/har	mada_kyoiku/	
★記入後,以下の。	ように提出してください。	提出締切 4月	月14日(金)	
◇各市町教育委員会	会へ 本調査書を <mark>2部</mark> 期	是出 【市町教育委員会	会用1部,教育事務所	用1部]
	旦当者へ 本調査書を電子を			
	アドレス:sasaki-masayuki		ip	
※メールの [ *	‡名 ] 欄に学校名を入力して	送付してください。		
〇 令和5年度。	令和6年度研究指定。研究大	会。発表等の予定が		
	242.50		令和6年は 「2024/1/8」また	
	<mark>ください。</mark> の場合は、次の表に名称、期日、	<b>勃科学をごむる ください</b>	は [R6/1/8] のよ うに入力してくた	
	究大会・発表などの名称	期日	教科等	
		`	選択してください。	
			選択してください。	
			選択してください。	
I 研究推進	<b>進型学校訪問指導(</b>	継続型)		
研究推進型学校	訪問指導(継続型)の希	望	選択してください。	
希望理由(研究大会	等との関連。学校の現状。希望す	「る教科等及び研究の方向	 1性 等)※書ける範囲で	記入
※訪問の計画につい	ては、担当指導主事が後日改めて	電話連絡をしますので、	その際に調整をお願い	します。

				_				
I	研究	授業型	学校訪	問指導	ļ			
研究技	受業型	学校訪問	間指導の領	5望		選択してください。		
あり.	の場合				Fをご記入ください。			i
_	_	# 1		826	教科等	学年等	信号	
	1							
108	2				選択してください。	選択してください。		
	3							
	1							
200	2				選択してください。	選択してください。		
	3							
◆# (6/	期間:6 日曜主事 13、1	6月1日~; 6等開催予度 7/11。 7/	2月29日、 日 112、8/18	以下の期6 3, 9/5,	5場合は、その旨を「M 3には学校訪問指導を到 9/6、9/7、10/1	見施することができな!		)
◆# (6/	期間:( 理主事) 13. 生 生 悉皆	3月1日~ 8等階階列 7/11. 7/ 指導に す:大田 ではあり	2月29日、 日 12. 8/18 <b>関する</b> 市・江津 ません	以下の期8 3.9/5. 学校証 市・川本	3には学校訪問指導を到 9/6, 9/7, 10/1	毛能することができない 7. 10/31. 11/18		)
(1)	期間:( 理主事) 13. 生 生 悉皆	3月1日~ 8等開催予第 7/11、7/ 指導に 計事:大田	2月29日、 日 12. 8/18 <b>関する</b> 市・江津 ません	以下の期6 3, 9/5, <b>学校訂</b>	9/6. 9/7. 10/1 10/1 10/1	職することができない 7. 10/31. 11/18 ペ <b>ての小学校</b>		>
◆# (6/	期間:( 理主事) 13. 生 生 悉皆	3月1日~ 8等階階列 7/11. 7/ 指導に す:大田 ではあり	2月29日、 日 12. 8/18 <b>関する</b> 市・江津 ません	以下の期8 3.9/5. 学校証 市・川本	号には学校訪問指導を3 9/6、9/7、10/1 5問指導 5町 - 美郷町のす	職することができない 7. 10/31. 11/18 ペ <b>ての小学校</b>		
(1)	期間:( 理主事) 13. 生 生 悉皆	3月1日~ 8等階階列 7/11. 7/ 指導に す:大田 ではあり	2月29日、 日 12. 8/18 <b>関する</b> 市・江津 ません	以下の期8 3.9/5. 学校証 市・川本	号には学校訪問指導を3 9/6、9/7、10/1 5問指導 5町 - 美郷町のす	職することができない 7. 10/31. 11/18 ペ <b>ての小学校</b>		>
(6/ (6/ (1)	期間:( 理主事) 13. 生 生 悉皆	3月1日~ 8等階階列 7/11. 7/ 指導に す:大田 ではあり	2月29日、 日 12. 8/18 <b>関する</b> 市・江津 ません	以下の期8 3.9/5. 学校証 市・川本	号には学校訪問指導を3 9/6、9/7、10/1 5問指導 5町 - 美郷町のす	職することができない 7. 10/31. 11/18 ペ <b>ての小学校</b>		)
① (1)	期間:( 理主事) 13. 生 生 悉皆	3月1日~ 8等階階列 7/11. 7/ 指導に す:大田 ではあり	2月29日、 日 12. 8/18 <b>関する</b> 市・江津 ません	以下の期8 3.9/5. 学校証 市・川本	号には学校訪問指導を3 9/6、9/7、10/1 5問指導 5町 - 美郷町のす	職することができない 7. 10/31. 11/18 ペ <b>ての小学校</b>		>
(2)	期間: 6 時漢主事: 13. 「 生態性 発	月1日~ 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	2月29日、 12. 8/18 関する 市・江津 単 単 単 単 単 単 単 り り り り り り り り り り り り	以下の期8 3. 9/5. 学校記 市 - 川本	9/6. 9/7. 10/1 <sup>*</sup>   10/1 <sup>*</sup> 	機能することができない 7. 10/31. 11/18 べての小学校		
(1) ① ② ③ (2) 生物	間:(章) 13. 13. 14. 14. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15	明1日~ 6年開催予第 7/11、7/ 指導に 計画:大田 第1日 第1日 第1日 第1日 第1日 第1日 第1日 第1日 第1日 第1日	2月29日、 112、8/18 112、8/18 関する津 市・江津 ません ド校 ち学校訪問	以下の期8 3.9/5. 学校記 市 - 川は 間日	号には学校訪問指導を3 9/6、9/7、10/1 5問指導 5町 - 美郷町のす	機能することができない 7. 10/31. 11/18 べての小学校		
(1) ① ② ③ (2)	明確は 第一年 一年 13. 13. 14. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15	明1日~ 8年開催予第7/11、7/ 指導大田 11 大田 12 大田 12 大田 13 大田 14 大田 15 大田 16 大	2月29日、 12、8/18 12、8/18 関する 市・江本 学校 学校 学校 数学校 訪問 3号をご認入	以下の期8 3.9/5、 学校計 市・川本 間 間 は 等 の く だ を に た に た に た に た に た に た に た に た に た た に た た に た	9/6. 9/7. 10/1 <sup>1</sup> 10日指導 期間・美郷町のす。 満 生	機能することができない 7. 10/31. 11/18 べての小学校 5	3. 12/16. 1/22	
(1) ① ② ③ (2) 生能	明確は 第一年 一年 13. 13. 14. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15	明1日~ 6年開催予第 7/11、7/ 指導に 計画:大田 第1日 第1日 第1日 第1日 第1日 第1日 第1日 第1日 第1日 第1日	2月29日、 12、8/18 12、8/18 関する 市・江本 学校 学校 学校 数学校 訪問 3号をご認入	以下の期8 3.9/5. 学校記 市 - 川は 間日	9/6. 9/7. 10/1 <sup>*</sup>   10/1 <sup>*</sup> 	機能することができない 7. 10/31. 11/18 べての小学校 5		
(1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	明確は 第一年 一年 13. 13. 14. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15	明1日~ 8年開催予第7/11、7/ 指導大田 11 大田 12 大田 12 大田 13 大田 14 大田 15 大田 16 大	2月29日、 12、8/18 12、8/18 関する 市・江本 学校 学校 学校 数学校 訪問 3号をご認入	以下の期8 3.9/5、 学校計 市・川本 間 間 は 等 の く だ を に た に た に た に た に た に た に た に た に た た に た た に た	9/6. 9/7. 10/1 <sup>1</sup> 10日指導 期間・美郷町のす。 満 生	機能することができない 7. 10/31. 11/18 べての小学校 5	3. 12/16. 1/22	
(1) ① ② ③ (2) 生能	明確は 第一年 一年 13. 13. 14. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15	明1日~ 8年開催予第7/11、7/ 指導大田 11 大田 12 大田 12 大田 13 大田 14 大田 15 大田 16 大	2月29日、 12、8/18 12、8/18 関する 市・江本 学校 学校 学校 数学校 訪問 3号をご認入	以下の期8 3.9/5、 学校計 市・川本 間 間 は 等 の く だ を に た に た に た に た に た に た に た に た に た た に た た に た	9/6. 9/7. 10/1 <sup>1</sup> 10日指導 期間・美郷町のす。 満 生	機能することができない 7. 10/31. 11/18 べての小学校 5	3. 12/16. 1/22	
(1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	明確は 第一年 一年 13. 13. 14. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15	明1日~ 8年開催予第7/11、7/ 指導大田 11 大田 12 大田 12 大田 13 大田 14 大田 15 大田 16 大	2月29日、 12、8/18 12、8/18 関する 市・江本 学校 学校 学校 数学校 訪問 3号をご認入	以下の期8 3.9/5、 学校計 市・川本 間 間 は 等 の く だ を に た に た に た に た に た に た に た に た に た た に た た に た	9/6. 9/7. 10/1 <sup>1</sup> 10日指導 期間・美郷町のす。 満 生	機能することができない 7. 10/31. 11/18 べての小学校 5	3. 12/16. 1/22	



	指導に係る	周査書 (小・	<ul><li>中学校用) 4.</li></ul>	/6ペー	ジ			
学校会	選択して	ください。						
VI 初任者研修								
(1) 悪智:初任: 「いる」の場合は、ご明智:		新規採用數	<b>3</b>	温択してく	CESUL			
対象者既名	飲料等	学年等			1回日 (西秋)	(40)		
		<b>BR</b> UTCHSIN.	第1号聲日	韓日	第2号館日	間日	第3新盤日	雄日
	<b>ER</b> LTCHON.							
			第1帝韓日	ale .	第2号聲日	148	第3希望日	188
			201-0-20	100	***************************************	100	20-0-20	180
対象者氏名	数科等	学年等			1回日 (回秋)	(B)		
			第1帝望日	自由	第2冊盤日	888	第3希望日	128日
	優用してくだ会り、	優用してくだ会り、			200			
			第1帝望日	間日	第2希望日	器目	第3希望日	機田
坊間期間:1回目 5月1								
いる」の場合は、面談の								
対象者既名	飲料等	学年等	第1帝皇日	<b>₩</b> 8	第2帝皇日	. <b>₩</b> 8	第3帝皇日	: <b>₩</b> 8
対象者所名	製用してくだ会り、		馬1帝望日	ale	第2希望日	MB	第3帯望日	Ma Ma
	ERLTCHON.	を用してください。 を用してください。		48	第2号望8		第3新盤日	#8
対象者所名 (3)6年目研修为 (3)6年目研修为 (3)6年目研修为	<b>BRUTCHON</b> <b>BRUTCHON</b> <b>BRUTCHON</b> <b>BRUTCHON</b>	個用してください。 個用してください。 簡単主事が訪問	不可の日を除く。)		第2千億日		第3号20日	<b>46</b>
- 15日 - 15	<b>BRUTCHON</b> <b>BRUTCHON</b> <b>BRUTCHON</b> <b>BRUTCHON</b>	個用してください。 個用してください。 簡単主事が訪問	不可の日を除く。)			<b>11</b> 8	第3示韓日	48
:統関期側: 5月15日—6 (3) 6年目研修対 (50] 6機合は、ご用盤:	電用してください。 電用してください。 は月30日(ただし は安者(数論等 まご記入ください。	個用しての対象に 個用しての対象に 相当主事が訪問 野)の学校を	不可の日本除く。) 方間指導の希望		温吹してくだざい。			
:統関期側: 5月15日—6 (3) 6年目研修対 (50] 6機合は、ご用盤:	個別しても他的に 個別しても他的に 月30日(ただし 数数等 をご記入ください。 数数等 個別しても他のに 個別しても他のに 個別しても他のに	を用してください。 を用してください。 を写主事が訪問 等)の学校を 学年等 を用してください。	不可の日本除く。) 方間指導の希望		温吹してくだざい。			
:統関期側: 5月15日—6 (3) 6年目研修対 (50] 6機合は、ご用盤:	明してくなから、 明にてくなから、 月30日(ただし 飲料等 新りてくなから、 郷にてくなから、 郷にてくなから、 郷にてくなから、	電用してくかかり。 電用してくかかり。 程序主事が訪問 等な等 電用してくかかり。 電用してくかかり。 電用してくかかり。	不可の日本除く。) 方間指導の希望		温吹してくだざい。			
- 56間期間: 5月15日—6 (3) 6年目研修対 あり」の場合は、ご号望!	##UTOdan	電用してくかかり、 電用してくかかり。 程学主事が特別 夢)の学校を 単常してくかかり、 電用してくかかり、	不可の日本除く。) 方間指導の希望		温吹してくだざい。			
(名) 6年目研修文 (名) 6年目研修文 (あり)の場合士、正等国 対象者所名	東国してもない。 東国してもない。 月30日(をだし 数料等 東国してもない。 東国してもない。 東国してもない。 東国してもない。	東京してどかかい。 東京してどかかり 日本主奉が訪問 夢 の学校を 東京してどかかい。 東京してどかかい。 東京してどかかい。	不可心日を終く。) 内間指導の砂値 第1号値日		温吹してくだざい。			
昭岡陶蘭 : 5月15日-6 (3) 6年目研修文 「あり」の場合は、ご号望る	東のしてくせない。 東のしてくせない。 月30日(ただし 数件を をはたくくをさい。 を持ち をのしてくせない。 まのしてくせない。 まのしてくせない。 まのしてくせない。 まのしてくせない。 まのしてくせない。	東州しての作品に 東州しての作品に 神事主事が訪問 等)の学校書 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に	不可の日本課く。)	110	選択してくだざい。 第2号望日		#3 <b>-54</b> 0	
(3) 6年日研修知 (3) 6年日研修知 (3) 6年日研修知 (3) 6年日年 (3) 6年日 (4) 7年 (4) 7年 (4) 7年 (5) 7年 (6) 7年 (6) 7年 (6) 7年 (7) 7年	専門してはない。 専門してはない。 専門してはない。 専門してはない。 をご配入ください。 を可能してはない。 専門してはない。	東州しての作品に 東州しての作品に 神事主事が訪問 等)の学校書 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に	不可の日本課く。)	110	選択してくだざい。 第2号望日	440	#3 <b>-54</b> 0	
(3) 6年目研修为 (5) 6年目研修为 (5) 6年目研修为 (5) 65年目研修为 (5) 65年 (5) 7年 (5) 7年 (6)	専門してはない。 専門してはない。 専門してはない。 専門してはない。 をご配入ください。 を可能してはない。 専門してはない。	東州しての作品に 東州しての作品に 神事主事が訪問 等)の学校書 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に 東州しての作品に	不可の日本課く。)	110	選択してくだざい。 第2号望日	440	#3 <b>-54</b> 0	
(名) 6年日研修文 (3) 6年日研修文 (30) 6億金と、年報1 対象を66 (4) 中型数額等再 (30) 6億金と、日報1	東州でも他は、 東州でも他は、 月30日(を定し 東省(数論等 全型人でされ、 新科等 東州でも他は、 東州でものは、 東地は、 東地は、 東地は、 東地は、 東地は、 東地は、 東地は、 東地は、 東地は、 東地は、 東地は、 東地は、 東地は、	東のしてではない。 東のしてではない。 物質主象が誘致 等にするではない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしていない。 東のしないないない。 東のしないないない。 東のしないないない。 東のしないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	不可心日を終く。) お問指導の報告 第1号第日 可の日を終く。) 森安)の学校あ	調用	を表してください。 第2号章日		및3독 <b>설</b> 8	<b>4</b> 0
(名) 6年日研修文 (3) 6年日研修文 (30) 6億金と、年報1 対象を66 (4) 中型数額等再 (30) 6億金と、日報1	調用してきない。 関用してきない。 関用してきない。 対対等 に対入ください。  を対等 関則してきない。  関則してきない。  関則してきない。  関則してきない。  関則してきない。  関則してきない。  関則してきない。  対対等  に対対してきない。  対対等	東国しても他は、 東国しても他は、 伊護主義が訪問 等が立ち 東国しても他は、 東国しても他は、 東国しても他は、 東国しても他は、 東国しても他は、 東国しても他は、 東国しても他は、 東国しても他は、 東国しても他は、 東国しても他は、 東国しても他は、 東国しても他は、 東国しても他は、 東国しても他は、 東国しても他は、 東国しても他は、 東国しても他は、 東国しても他は、 東国とでものは、 東国とでものなりを 東国とでものなりを 東国とでものなりを 東国とでものなりを まるなりを 東国とでものなりを まるな まるな まるな まるな まるな まるな まる まるな まる まるな まるな	不可心日を終く。) お問指導の報告 第1号第日 可の日を終く。) 森安)の学校あ	調用	を表してください。 第2号章日		및3독 <b>설</b> 8	<b>4</b> 0
(名) 6年日研修文 (3) 6年日研修文 (30) 6億金と、年報1 対象を66 (4) 中型数額等再 (30) 6億金と、日報1	東州ででから、 東北ででから、 東京 30日(世史上 東京 30日(世史上 東北ででから、 東州ででから、 東州ででから、 東州ででから、 東州ででから、 東州ででから、 東州ででから、 東州ででから、 東州ででから、 東州でのは、 東州でのと。 東州でのと。 東州でのと。 東州でのと。 東州でのと。 東州でのと。 東州でのと。 東州でのと。 東州でのと。 東州でのと。 東州で、 東州でのと。 東州でのと。 東州でのと。 東州でのと。 東州でのと。 東州でのと。 東州でのと。 東州でのと。 また。 東州でのと。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また	東国してではない。 東国してではない。 伊護主義が訪問 等ができまっていない。 東国してではない。 東国とではない。 東国とではない。 東国とではない。 東国とではない。 東国とではない。 東国とではない。 東国をなない。 東国をなななななななななななななななななななななな	不可心日を終く。) お問指導の報告 第1号第日 可の日を終く。) 森安)の学校あ	調用	を表してください。 第2号章日		및3독 <b>설</b> 8	<b>4</b> 0
(名) 6年日研修文 (3) 6年日研修文 (30) 6億金と、年報1 対象を66 (4) 中型数額等再 (30) 6億金と、日報1	要用してきない。	東西してからい。 東西してからい。 東西してからい。 学生等 東西してからい。 東西してから。	不可心日を終く。) お問指導の報告 第1号第日 可の日を終く。) 森安)の学校あ	調用	を表してください。 第2号章日		및3독 <b>설</b> 8	<b>4</b> 0
(名) 6年日研修文 (3) 6年日研修文 (30) 6億金と、年報1 対象を66 (4) 中型数額等再 (30) 6億金と、日報1	要用してきない。 要性しない、 要性しない、 要性しないるいまないまないま	東田ではない。 東田ではない。 東田ではない。 を手上手が約束 東田ではない。 ま田ではない。 東田ではない。 ま	不可の日報(、) 的問題電の特盤 第1号報日 可の日報(、) 可の日報(、) 第1号報日	調用	を表してください。 第2号章日		및3독 <b>설</b> 8	<b>4</b> 0

令和5年度 学校訪問指導に係る調査書(小・中学校用)5/6ページ 学校名 選択してください。 Ⅷ 幼小連携・接続に係る訪問指導 幼小連携・接続に係る学校訪問指導の希望……… 選択してください。 「あり」の場合、特に研修していきたいことについてご記入ください。 ※訪問期間:6月1日~2月29日 ※以下の期日には学校訪問指導を実施することができない。 ◆指導主事会等開催予定日 (6/13, 7/11, 7/12, 8/18, 9/5, 9/6, 9/7, 10/17, 10/31, 11/18, 12/16, 1/22) 令和5年度 学校訪問指導に係る調査書(小・中学校用) 6/6ページ 学校名 選択してください。 Ⅲ 職務研修に係る学校訪問指導 選択してください。 職務研修に係る学校訪問指導の希望……… 「あり」の場合は、ご希望をご記入ください。 対象… (1) 養護教諭(養護助教諭)、栄養教諭(学校栄養士)【担当:県教委保体課】 (2) 学校事務職員 【担当:島根県教育センター】 希望する内容、対象、訪問時期等 ※提出時点で書ける範囲でご記入ください。 対象 選択してください。 選択してください。 選択してください。

◆指導主要会等開催予定。 (6/13、7/11、7/12、8/18、9/5、9/6、9/7、10/17、10/31、11/18、12/16、1/22)

※以下の期日には学校訪問指導を実施することができない。

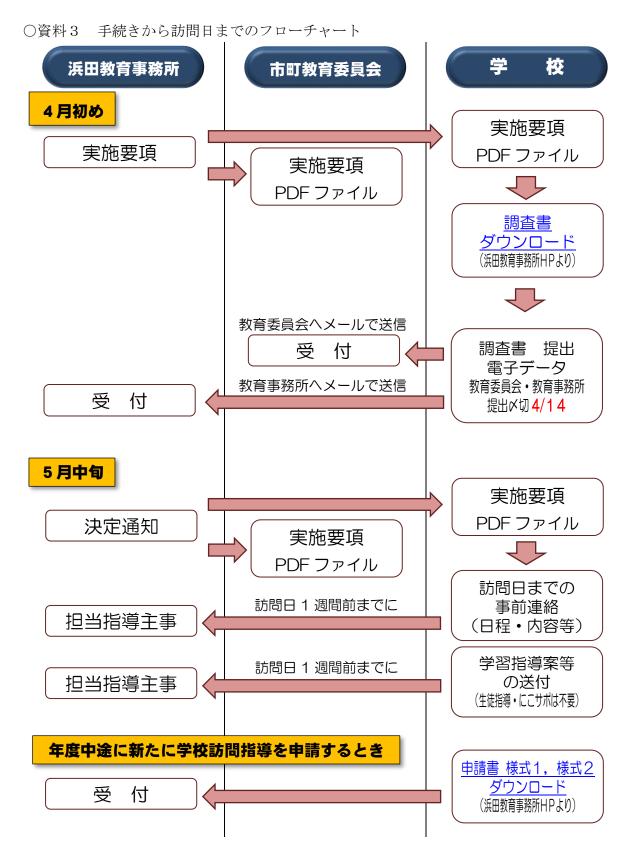
内容

※この調査票は、特別な支援のための非常勤講師配置校のみ提出してください。 3ページへ戻る 特別な支援のための非常勤講師配置事業(にこにこサポート事業)に係る学校訪問 日程調整票 ●都合の悪い日に×を入力してください。(例:管理職・特別支援教育コーディネーターがすべて不在、非常勤講師の勤務日ではない、学校行事等で通常の授業が行われない等) ●訪問日は、他の学校訪問とあわせて5月中旬(予定)に通知します。 必ず入力してください。 ●訪問は年1回を原則とします。 学校名 選択してください。 担当者名 9月 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 1 2 3 4 5 6 曜 金 士 日 月 火 水 水木金 午前 10月

午前 11月 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 日 1 2 3 4 曜 水 木 金 土 午前

12月

日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 曜 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 22 23 24 25 26 金 土 日 月 火 水木金 午前



#### ○資料4 学校訪問時の日程(例)

教育事務所が学校に訪問をする際の日程の例を、浜田教育事務所ホームページに紹介しています。 日程調整の参考になさってください。あくまでも参考例ですので、学校の実態に応じて調整してく ださい。

◇浜田教育事務所ホームページ → 「学校訪問時の日程(例)」